

## アマチュア無線による FPV ドローンの体験利用について

総合通信基盤局電波部移動通信課

アマチュア無線による FPV ドローンについては、現在、ドローンの操縦に 2.4GHz 帯の免許不要局を使用し、ドローンからの画像伝送に 5GHz 帯のアマチュア無線局を使用するケースが多い状況です。

以下の条件を満たす場合は、無線従事者資格を持たない者が、アマチュア無線の周波数帯を使用する FPV を利用したドローンの操縦の体験を行うことが可能です。

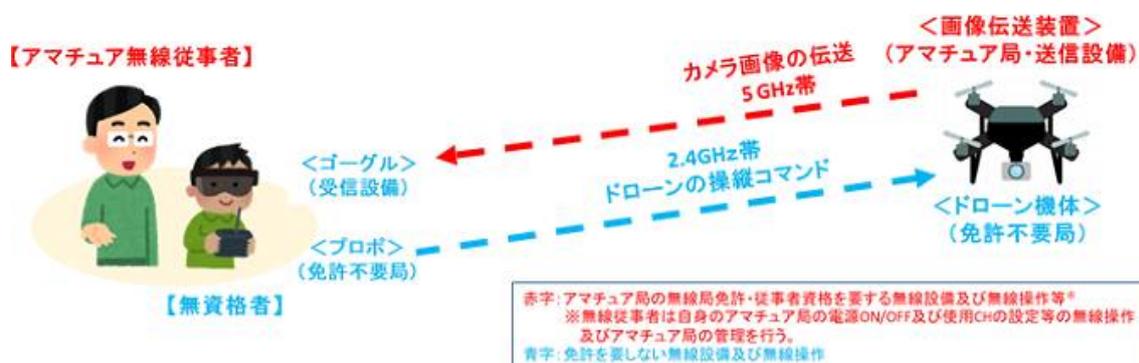


図 アマチュア無線局による FPV ドローンの一般的な利用形態

### 無線従事者資格を持たない者が体験利用できる場合の条件

①アマチュア無線による FPV ドローン利用時の注意事項を遵守すること

②無線従事者の管理下にあること

- ・ FPV ドローンに搭載されている画像伝送装置はアマチュア無線局の無線設備です。このため、電源の ON-OFF やチャンネル設定等といった無線設備の操作は無線従事者でなければ行うことができません。(電波法第 39 条の 13、電波法第 113 条)
- ・また、他の無線局に混信・妨害等を与えないように運用する必要があります(電波法 56 条)、無線従事者は、自身のアマチュア無線機が搭載されているドローンについて、飛行中は継続的に管理する必要があります。

③FPV ドローンの安全な運用

- ・無資格者が FPV ドローンを操縦体験する場合、屋外において制御不能な場所まで飛行すると、5GHz 帯の電波を使用する他の無線局へ混信・妨害等を与えてしまう可能性があります。このため、電波の安全な利用の観点から、無資格者による FPV ドローンの使用は屋内等の閉鎖された空間で行う場合に限りです。
- ・同時に飛行させることができる FPV ドローンの機数は、無線従事者が継続的に管理できる範囲内である必要があります。

なお、5GHz 帯で同時に使用できる電波は 3ch までのため、無線従事者が管理する FPV ドローンは最大 3 機となります。